

第30回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日(金)午後3時00分～3時30分

2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室

3. 出席委員 9人

1番 横山 正行
2番 金子 節夫
3番 松崎 マサエ
4番 松島 章倫
5番 小林 修
6番 中村 政五郎
8番 高田 洋子
9番 天谷 豊
10番 大川 則彦

4. 欠席委員 1人

7番 島田 信成

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告

報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第30回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>本日島田委員から欠席の報告をいただいております。只今の出席委員数は、9名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第30回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番小林修委員、同じく6番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第89号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第89号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年11月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番(小林)	<p>5番小林です。11月8日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字店地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は狸塚信号交差点から南に100メートルの場所に位置しており、その他農地の第2種農地と判断されます。1班</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番(中村)</p>	<p>6番中村です。11月8日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字江尻地内、案内図は資料6ページ、付近状況図は7ページを参照してください。申請地は中野沼近隣の農用地区区域内農地です。農用地区区域内農地は基本的に転用不可ですが、今回の案件は農地を嵩上げするために盛り土をする期間の一時転用ですので、不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>事務局(國府田)</p>	<p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第 3 5 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてであります。1 番について、事務局より報告願います。</p> <p>報告第 3 5 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和 4 年 1 1 月 1 1 日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番から 3 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 9 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 3 0 回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年12月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 小林 修

委員 中村 政五郎